

第 27 号議案

豊川市手数料条例の一部改正について（建設部関係）

豊川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 21 日提出

豊川市長 竹本 幸夫

豊川市手数料条例の一部を改正する条例

豊川市手数料条例（平成 12 年豊川市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 の 31 の項中

「
建 築 物 エ ネ ル ギ
一 等 消 費 性 基 準
第 1 条 第 1 項 第 2 号
イ (2) 及び ロ (2) に
係 る も の
」
を
「
建 築 物 エ ネ ル ギ
一 等 消 費 性 基 準
第 1 条 第 1 項 第 2 号
イ (2) (i) 及び ロ (2)
又は イ (3) 及び ロ (3)
に 係 る も の
」

に、「が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及びロ(2)」を「が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)(i)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)」に改め、同表備考第 4 項第 1 号、同表備考第 5 項第 1 号、同表備考第 6 項第 1 号、同表備考第 7 項第 1 号、同表備考第 8 項第 1 号及び同表備考第 9 項第 1 号中「場合」の次に「（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）」を加え、同表備考第 13 項第 1 号中「場合」の次に「（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）」を加え、同項を同表備考第 15 項とし、同表備考第 12 項第 1 号中「場合」の次に「（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）」を加え、同項を同表備考第 14 項とし、同表備考第 11 項第 1 号中「場合」の次に「（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）」を加え、同項を同表備考第 12 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

13 30の項に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の変更の認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物（変更がないものを除く。）についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額（当該変更により建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載される建築物については、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額）に相当する額を合算した額とする。

別表第5備考第10項第1号中「場合」の次に「（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）」を加え、同項を同表備考第11項とし、同表備考第9項の次に次の1項を加える。

10 30の項に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額に相当する額を合算した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、複数の建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る申請手数料等の算定方法を定めるとともに、簡易な評価方法による建築物エネルギー消費性能基準の適合認定に係る申請手数料を定める等の措置を講ずる必要があるからである。